

特設注意市場銘柄の積極的な活用等に係る有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	18
3. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	22
4. 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	38

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(会社情報の開示)	(会社情報の開示)
第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。	第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a p までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）	(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a p までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
a～a k (略)	a～a k (略)
<u>a k の 2 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第17条の15の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券等が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）</u>	(新設)
a m～a p (略)	a m～a p (略)
(2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合	(2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
a～t (略)	a～t (略)
u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、	u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、

内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a kの2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらを開示を行った後提出したこと。

uの2 開示府令第15条の2第3項、第15条の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

v～x (略)

（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）

第501条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

（1） 上場会社が第601条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号（第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号、同条第2項第1号、第604条の2第1項第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合

（2） 次のa又はbに該当する場合

a 上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合
b 上場会社の財務諸表等に添付される監

内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）これらを開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

（新設）

v～x (略)

（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）

第501条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

（1） 上場会社が第601条第1項第9号の2、第11号、第12号、第19号又は第20号（第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号、同条第2項第1号、第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合

（新設）

査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示しない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(3) 上場会社が第4章第2節の規定に違反したと当取引所が認めた場合

(4) 上場会社が第4章第4節第1款の規定に違反したと当取引所が認めた場合

(5) (略)

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した施行規則で定める書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を行わなければならない。

3 当取引所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

4 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券等を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等に問題があると認めら

（新設）

（新設）

(2) (略)

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した施行規則で定める書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を速やかに行わなければならない。

3 当取引所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行う。

（新設）

れない場合

特設注意市場銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等に問題があると当取引所が認める場合（第601条第1項第11号の2cに規定する上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合を除く。）

特設注意市場銘柄の指定の継続

5 前項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者である上場会社は、第1項の指定から1年6か月経過後速やかに、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

6 当取引所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

7 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、内部管理体制等に問題があると認められない場合は、特設注意市場銘柄の指定の解除を行う。

8 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(9)の2 (略)

(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(9)の2 (略)

(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券

報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（施行規則で定める場合にあっては、施行規則で定める期間内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

（11）虚偽記載又は不適正意見等

第501条第1項第2号に該当する場合
であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

（11）虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認める場合
b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認める場合

（新設）

（11）の2 特設注意市場銘柄等

次のaからeまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからeまでに定める場合に該当するとき

a 第501条第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと当取引所が認めるとき

当該内部管理体制等について改善の見込みがないと当取引所が認める場合

b 第501条第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合

c 第501条第2項の規定により内部管理体制確認書が提出された場合

上場会社の内部管理体制等について改善がなされなかつたと当取引所が認める場合（上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合に限る。）

d 第501条第4項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された場合であつて、同条第5項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合

e 第501条第5項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等について改善がなされなかつたと当取引所が認める場合

(12)～(20) (略)

2 (略)

(上場廃止基準)

第912条 上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 次のaからdまでに掲げる債券の区分

(12)～(20) (略)

2 (略)

(上場廃止基準)

第912条 上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 次のaからdまでに掲げる債券の区分

に従い、当該 a から d までに定める場合

a 外国社債券以外の社債券

次の（a）及び（b）に掲げる場合の区分に従い、当該（a）及び（b）に定める場合

（a）（略）

（b）上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合

次のイからハまでに定める場合に該当した状態となったと当取引所が認めたとき

イ 第601条第1項第6号から第9号まで（同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）又は第11号（第501条第1項第2号bに該当する場合を除く。）

のいずれかに該当した場合

ロ 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（施行規則で定める場合にあっては、施行規則で定める期間内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、第601条第1項第10号に規定する場合）

ハ 発行者の財務諸表等に添付される

に従い、当該 a から d までに定める場合

a 外国社債券以外の社債券

次の（a）及び（b）に掲げる場合の区分に従い、当該（a）及び（b）に定める場合

（a）（略）

（b）上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合

次のイからハまでに定める場合に該当した状態となったと当取引所が認めたとき

イ 第601条第1項第6号から第9号まで（同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）又は第11号aのいずれかに該当した場合

ロ 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、第601条第1項第10号に規定する場合）

ハ 発行者の財務諸表等に添付される

監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、第601条第1項第11号（第501条第1項第2号aに該当する場合を除く。）に規定する場合）。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。）

b 保証付外国社債券以外の外国社債券

次の（a）から（c）までに掲げる場合の区分に従い、当該（a）から（c）までに定める場合

（a）・（b）（略）

（c）上場社債券の発行者が上場会社でない場合

第601条第1項第6号から第9号まで（同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）、第11号（第501条第1項第2号bに該当する場合を除く。）、第19号若しくは第20号、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）又は前aの（b）の口若しくはハのいずれかに該当した状態となったと

監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このハにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認める場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、第601条第1項第11号bに規定する場合）

b 保証付外国社債券以外の外国社債券

次の（a）から（c）までに掲げる場合の区分に従い、当該（a）から（c）までに定める場合

（a）・（b）（略）

（c）上場社債券の発行者が上場会社でない場合

第601条第1項第6号から第9号まで（同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）、第11号a、第19号若しくは第20号、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）又は前aの（b）の口若しくはハのいずれかに該当した状態となったと

くはハのいずれかに該当した状態となつたと当取引所が認めた場合。ただし、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）に該当した状態となつたと当取引所が認めた場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めるときを除く。

c (略)

d 社債券以外の債券（国債証券を除く。）次の（a）又は（b）に該当する場合
(a) 第601条第1項第11号（第501条第1項第2号bに該当する場合を除く。）又は前aの（b）の口若しくはハに該当する場合
(b) (略)

2 (略)

（上場廃止基準）

第936条 上場交換社債券の発行者が次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める場合のいずれかに該当するときは、当該発行者が発行する交換社債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場会社でない場合

次のa又はbに掲げる場合

a (略)

b 第601条第1項第11号（第501条第1項第2号bに該当する場合を除く。）

又は第912条第1項第2号aの（b）の口若しくはハのいずれかに該当する場合
又は事業活動の停止、解散若しくはこれらと同等の状態であると当取引所が認める場合

当取引所が認めた場合。ただし、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）に該当した状態となつたと当取引所が認めた場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めるときを除く。

c (略)

d 社債券以外の債券（国債証券を除く。）次の（a）又は（b）に該当する場合
(a) 第601条第1項第11号a又は前aの（b）の口若しくはハに該当する場合

(b) (略)

2 (略)

（上場廃止基準）

第936条 上場交換社債券の発行者が次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める場合のいずれかに該当するときは、当該発行者が発行する交換社債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場会社でない場合

次のa又はbに掲げる場合

a (略)

b 第601条第1項第11号a又は第912条第1項第2号aの（b）の口若しくはハのいずれかに該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれらと同等の状態であると当取引所が認める場合

2・3 (略)	2・3 (略)
(情報の開示)	(情報の開示)
第947条 (略)	第947条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 上場E T N信託受益証券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。	3 上場E T N信託受益証券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
(1) 上場E T N信託受益証券の発行者又は保証者が、次の a から q までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）	(1) 上場E T N信託受益証券の発行者又は保証者が、次の a から q までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
a～m (略)	a～m (略)
<u>mの2 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第17条の15の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）</u>	(新設)
n～q (略)	n～q (略)
(2) 上場E T N信託受益証券の発行者又は保証者に、次の a から k までに掲げる事実のいずれかが発生した場合	(2) 上場E T N信託受益証券の発行者又は保証者に、次の a から k までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
a～h (略)	a～h (略)
i 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、法第24条の4の7第1項に定める期間内）に提出できる見込みのこと（前号mの2に	i 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、法第24条の4の7第1項に定める期間内）に提出できる見込みのこと及び当該期間

掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。) 及び当該期間内に提出しなかったこと (当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。) 並びにこれらの開示を行った後提出したこと

i の 2 開示府令第 15 条の 2 第 3 項、第 15 条の 2 第 4 項、第 17 条の 4 第 4 項又は第 17 条の 15 の 2 第 4 項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

j ・ k (略)

4 (略)

(上場廃止基準)

第 951 条 上場 E T N 信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場 E T N 信託受益証券の発行者が次の a から g までのいずれかに該当する場合 (保証者が存在する場合は、保証者が次の a から g までのいずれか又は当該発行者が e から g までのいずれかに該当する場合。この場合において、f 中「上場 E T N 信託受益証券の発行者」とあるのは「上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。)

a ~ d (略)

e 有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

f 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、

内に提出しなかったこと (当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。) これらの開示を行った後提出したこと 並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(新設)

j ・ k (略)

4 (略)

(上場廃止基準)

第 951 条 上場 E T N 信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場 E T N 信託受益証券の発行者が次の a から g までのいずれかに該当する場合 (保証者が存在する場合は、保証者が次の a から g までのいずれか又は当該発行者が e から g までのいずれかに該当する場合。この場合において、f 中「上場 E T N 信託受益証券の発行者」とあるのは「上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。)

a ~ d (略)

e 有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認める場合

f 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、

監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であつて、当該記載が天災地変等、上場ETN信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

g 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、法第24条の4の7第1項に定める期間）の経過後1か月以内（施行規則で定める場合にあっては、施行規則で定める期間内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(2)・(3) (略)

2 (略)

(上場廃止基準)

第1112条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(2)の3 (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkま

監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場ETN信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このfにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

g 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、法第24条の4の7第1項に定める期間）の経過後1か月以内（天災地変等、上場ETN信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(2)・(3) (略)

2 (略)

(上場廃止基準)

第1112条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(2)の3 (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkま

で（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあってはbの（c）、bの2からbの5まで及びiの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあってはbの（h）、bの2からbの5まで及びiの2を除き、上場内国商品現物型E T Fにあってはa、b及びbの6を除く。）のいずれかに該当する場合

a～f (略)

g 次の（a）又は（b）に該当する場合

(a) 上場E T Fに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

(b) 上場E T Fに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場E T Fに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

h～k (略)

2～4 (略)

で（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあってはbの（c）、bの2からbの5まで及びiの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあってはbの（h）、bの2からbの5まで及びiの2を除き、上場内国商品現物型E T Fにあってはa、b及びbの6を除く。）のいずれかに該当する場合

a～f (略)

g 次の（a）又は（b）に該当する場合

(a) 上場E T Fに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

(b) 上場E T Fに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場E T Fに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この（b）において同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

h～k (略)

2～4 (略)

(上場廃止基準)	(上場廃止基準)
第1218条 (略)	第1218条 (略)
2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。	2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。
(1) ~ (8) (略)	(1) ~ (8) (略)
(9) 次の a 又は b に該当する場合	(9) 次の a 又は b に該当する場合
a 上場不動産投資信託証券に係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき	a 上場不動産投資信託証券に係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合
b 上場不動産投資信託証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（施行規則で定める場合を除く。以下この bにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき	b 上場不動産投資信託証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（施行規則で定める場合を除く。以下この bにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合
(10) ~ (19) (略)	(10) ~ (19) (略)
3 (略)	3 (略)
(上場廃止基準)	(上場廃止基準)
第1318条 (略)	第1318条 (略)
2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。	2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 上場ベンチャーファンドに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認める場合

b 上場ベンチャーファンドに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（施行規則で定める場合を除く。以下この b において同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

(6)～(11) (略)

3・4 (略)

(上場廃止基準)

第1415条 (略)

2 上場カントリーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 上場カントリーファンドに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であ

(1)～(4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 上場ベンチャーファンドに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

b 上場ベンチャーファンドに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（施行規則で定める場合を除く。以下この b において同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

(6)～(11) (略)

3・4 (略)

(上場廃止基準)

第1415条 (略)

2 上場カントリーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 上場カントリーファンドに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その

って、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

b 上場カントリーファンドに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（施行規則で定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

（3）～（10）（略）

3 （略）

影響が重大であると当取引所が認めた場合

b 上場カントリーファンドに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（施行規則で定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

（3）～（10）（略）

3 （略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成25年8月9日から施行する。
- 2 改正後の第501条第2項から第7項まで及び第601条第1項第11号の2b及びcの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券等の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券等の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第601条第1項第10号の規定は、施行日以後に開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定す

る承認を受けた上場会社から適用する。

- 4 改正後の第912条第1項第2号aの（b）の規定は、施行日以後に開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けた上場債券の発行者から適用する。
- 5 改正後の第951条第1項第1号gの規定は、施行日以後に開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けた上場ETN信託受益証券の発行者又は保証者から適用する。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(ディスクロージャー)	(ディスクロージャー)
第117条 (略)	第117条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 上場会社は、次条から第123条まで、第125条から第127条まで及び第129条の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第2項の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。以下同じ。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。	4 上場会社は、次条から第123条まで、第125条から第127条まで及び第129条の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第2項の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。
(会社情報の開示)	(会社情報の開示)
第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。	第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa _r までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）	(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa _r までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
a～a ₁ (略)	a～a ₁ (略)
<u>a₁の2 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1</u>	(新設)

項又は第17条の15の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券等が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）

a m～a r (略)

(2) 次のaからyまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～s (略)

t 監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a1の2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

tの2 開示府令第15条の2第3項、第15条の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかつたこと。

u～y (略)

（ディスクロージャー）

第214条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、上場債券の発行者

a m～a r (略)

(2) 次のaからyまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～s (略)

t 監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと（当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたことを含む。）。

（新設）

u～y (略)

（ディスクロージャー）

第214条 (略)

2 (略)

（新設）

は、次条第1号a及びb並びに第2号a及びbの内容を開示する場合は、T D n e t を利用して行うものとする。T D n e t の稼働に支障が生じた場合その他当取引所が必要があると認められる場合には、当取引所がその都度定める方法により行うものとする。

4 上場債券の発行者等は、第2項の規定により当該上場債券の発行者等のウェブサイトにおいて情報の開示を行った場合には、当該開示後、速やかに当取引所に当該情報に係る書類を提出しなければならない。

5 (略)

6 上場債券の発行者は、次条第1号a及びb並びに第2号a及びbの内容についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第3項の定めるところにより当該内容が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能を付加するなど公衆による当該内容の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

7 上場債券の発行者は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等の当取引所への通知を行う場合には、次条の規定に基づく情報の開示に係る方法により行うものとする。

(重要な発行者等の情報の開示)

第215条 上場債券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第2条第9号gからmまでに掲げる有価証券の発行者については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3 上場債券の発行者等は、前項の規定により当該上場債券の発行者等のウェブサイトにおいて情報の開示を行った場合には、当該開示後、速やかに当取引所に当該情報に係る書類を提出しなければならない。

4 (略)

(新設)

(新設)

(重要な発行者等の情報の開示)

第215条 上場債券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内若しくは外国の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第2条第9号gからmまでに掲げる有価証券の発行者については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成25年8月9日から施行する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
<u>(1)の2 外国会社届出書等 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第117条第1項第25号に規定する外国会社届出書等をいう。</u>	(新設)
(2)～(28) (略)	(2)～(28) (略)
(発生事実に係る書類の提出)	(発生事実に係る書類の提出)
第419条 上場会社は、次の各号に掲げる場合には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるとときは、当該書類の提出を要しないものとする。	第419条 上場会社は、次の各号に掲げる場合には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるとときは、当該書類の提出を要しないものとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 規程第402条第2号 <u>uの2</u> に規定する承認を受けた場合 当該承認に係る通知書の写し 受理後遅滞なく	(4) 規程第402条第2号 <u>u</u> に規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合 当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し 受理後遅滞なく
(5) (略)	(5) (略)
<u>(上場外国会社が英語により記載される法定開示書類を提出する場合の書類の提出)</u>	
第424条 上場外国会社は、法の規定に基づき、 <u>第424条 削除</u>	

外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した場合には、その旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面を、決定後速やかに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場外国会社は、当取引所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除の取扱い)

第501条 規程第501条第2項に規定する施行規則で定める書面とは、第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（IIの部）」に準じた書面（規程第501条第3項又は第6項の審査において「新規上場申請のための有価証券報告書（IIの部）」に準じた書面の提出を要しないと当取引所が認めた場合にあっては、当取引所がその都度定める書面）をいう。

(上場契約違約金の取扱い)

第504条 規程第509条第2項に規定する上場契約違約金については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場契約違約金の金額は、次の表により上場株券等の銘柄ごとに算出される金額とする。

市場区分等	市場第一部	市場第二部	マザーズ	外国株券等 (当取引所を主たる市場とする会社及びJASDAQの上場会社を)
上場時価総額				

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除の取扱い)

第501条 規程第501条第2項に規定する施行規則で定める書面とは、第204条第1項第4号に規定する新規上場申請のための「有価証券報告書（IIの部）」に準じた書面をいう。

(上場契約違約金の取扱い)

第504条 規程第509条第2項に規定する上場契約違約金については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場契約違約金の金額は、1,000万円とする。

除く。)				
<u>5 0 億円以下</u>	<u>1, 9 2 0 万 円</u>	<u>1, 4 4 0 万 円</u>	<u>9 6 0 万円</u>	<u>2 4 0 万円</u>
<u>5 0 億円を超える 2 5 0 億円以下</u>	<u>3, 3 6 0 万 円</u>	<u>2, 8 8 0 万 円</u>	<u>2, 4 0 0 万 円</u>	<u>4 8 0 万円</u>
<u>2 5 0 億円を超える 5 0 0 億円以下</u>	<u>4, 8 0 0 万 円</u>	<u>4, 3 2 0 万 円</u>	<u>3, 8 4 0 万 円</u>	<u>9 6 0 万円</u>
<u>5 0 0 億円を超える 2, 5 0 0 億円以下</u>	<u>6, 2 4 0 万 円</u>	<u>5, 7 6 0 万 円</u>	<u>5, 2 8 0 万 円</u>	<u>1, 2 0 0 万 円</u>
<u>2, 5 0 0 億円を超える 5, 0 0 0 億円以下</u>	<u>7, 6 8 0 万 円</u>	<u>7, 2 0 0 万 円</u>	<u>6, 7 2 0 万 円</u>	<u>1, 4 4 0 万 円</u>
<u>5, 0 0 0 億円を超えるもの</u>	<u>9, 1 2 0 万 円</u>	<u>8, 6 4 0 万 円</u>	<u>8, 1 6 0 万 円</u>	<u>1, 6 8 0 万 円</u>
<u>市場区分等</u>	<u>J A S D A Q</u>			
<u>上場時価総額</u>				
<u>1, 0 0 0 億円以下</u>	<u>2, 0 0 0 万 円</u>			
<u>1, 0 0 0 億円を超えるもの</u>	<u>2, 4 0 0 万 円</u>			

注. 上場時価総額は次の各号に定めるところに

より計算する。

a 内国株券等

上場契約違約金の徴求を決定した日の直

前に到来する 12 月の売買立会の最終日に
おける最終価格（当該日の売買立会において
売買が成立していない場合には、売買の
成立した直近の日の売買立会における最終
価格）と毎年 12 月末日の上場内国株券等
の数を用いて計算する。ただし、上場契約
違約金の徴求を決定した日が上場後最初に
到来する 12 月の売買立会の最終日より前
の場合は、上場日における上場時価総額を
用いて計算するものとする。なお、株式分
割、株式無償割当て又は株式併合がある場
合の調整は、当取引所が定めるところによ
る。

b 外国株券等

上場契約違約金の徴求を決定した日の直
前に到来する各上場外国会社の事業年度の
末日の売買立会における最終価格（当該日
の売買立会において売買が成立していない
場合には、当該日における基準値段）と当
該日の上場外国株券等の数を用いて計算す
る。ただし、上場契約違約金の徴求を決定
した日が上場後最初に到来する事業年度の
末日より前の場合は、上場日における上場
時価総額を用いて計算するものとする。

（2）～（4）（略）

（上場内国会社の上場廃止基準の取扱い）

第 601 条（略）

2～9（略）

10 規程第 601 条第 1 項第 10 号に規定する

施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる
場合をいい、同項第 10 号に規定する施行規則
で定める期間とは、次の各号に掲げる場合の区
分に従い、当該各号に定める期間をいう。

（1）開示府令第 15 条の 2 第 3 項、第 15
条の 2 の 2 第 4 項、第 17 条の 4 第 4 項又は

（2）～（4）（略）

（上場内国会社の上場廃止基準の取扱い）

第 601 条（略）

2～9（略）

（新設）

第17条の15の2第4項に規定する承認を得た場合

当該承認を得た期間の経過後8日目（休業日を除外する。）の日まで

（2）天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合（前号に該当する場合を除く。）

法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後3か月以内

11 規程第601条第1項第12号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

（1）・（2）（略）

（削る）

（削る）

（3）（略）

12（略）

13（略）

14（略）

15（略）

16（略）

（上場外国会社の上場廃止基準の取扱い）

第602条 第213条第1項及び第2項並びに前条第12項第2号の規定は、規程第602条第1項第3号の場合について準用する。

2（略）

10 規程第601条第1項第12号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

（1）・（2）（略）

（3） 規程第501条第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定されている上場株券等の発行者である上場会社が、当該指定から3年を経過した場合で、かつ、当該内部管理体制等に引き続き問題があると当取引所が認めるとき

（4） 前号のほか、当取引所が、規程第501条第2項の規定により内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認められる場合

（5）（略）

11（略）

12（略）

13（略）

14（略）

15（略）

（上場外国会社の上場廃止基準の取扱い）

第602条 第213条第1項及び第2項並びに第601条第11項第2号の規定は、規程第602条第1項第3号の場合について準用する。

2（略）

(監理銘柄の指定の取扱い)

第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第12号の2、第12号の3、第14号、第14号の3、第15号、第21号の2又は第22号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(13) (略)

(14) 上場会社が規程第601条第1項第11号前段（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合を含む。）。ただし、規程第601条第1項第11号後段（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(14)の2 規定第501条第1項の規定による特設注意市場銘柄の指定後1年6か月が経過した場合

(14)の3 上場会社が規程第601条第1項第11号の2に該当するおそれがあると当

(監理銘柄の指定の取扱い)

第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第12号の2、第12号の3、第14号、第15号、第21号の2又は第22号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(13) (略)

(14) 上場会社が規程第601条第1項第11号a前段又は同号b前段（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合を含む。）。ただし、規程第601条第1項第11号a後段又は同号b後段（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

取引所が認める場合

(15)～(17) (略)

(18) 上場会社が第601条第13項第2号に規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)を行った場合

(19)・(20) (略)

(21) 上場会社が第601条第15項第2号に規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき

(21)の2～(26) (略)

2～4 (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)～(7) (略)

(8) 第601条第11項第1号及び第2号
(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)

(9)・(10) (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第806条 第601条第11項の規定は、規程第808条第1項第1号に規定する施行規則で定める場合について準用する。

2～4 (略)

5 第212条第10項及び第601条第12項第2号の規定は、規程第808条第2項第7号の場合について準用する。

(15)～(17) (略)

(18) 上場会社が第601条第12項第2号に規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)を行った場合

(19)・(20) (略)

(21) 上場会社が第601条第14項第2号に規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき

(21)の2～(26) (略)

2～4 (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)～(7) (略)

(8) 第601条第10項第1号から第4号まで (規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)

(9)・(10) (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第806条 第601条第10項の規定は、規程第808条第1項第1号に規定する施行規則で定める場合について準用する。

2～4 (略)

5 第212条第10項及び第601条第11項第2号の規定は、規程第808条第2項第7号の場合について準用する。

6 第601条第15項の規定は、規程第808条第2項第8号の場合について準用する。

(上場廃止日の取扱い)

第807条 規程第809条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第808条第1項第1号又は第2項各号（第3号、第5号の2及び第8号のうち前条第6項において準用する第601条第15項第1号の規定に該当するものを除く。）に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

(4) 規程第808条第2項第8号に該当することとなった銘柄のうち、前条第6項において準用する第601条第15項第1号の規定に該当するもの

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(5) (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第809条 当取引所は、上場優先株等が規程第808条第1項各号（第601条第7項第2号aに規定する合併による解散の場合及び第601条第13項第1号に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合であって、かつ、上場銘柄と引換えに交付される優先株等が速やかに上場される見込みのある場合を除く。）若しくは規程第808条第2項第1号、第2号、第4号から第8号まで若しくは第9号のいずれ

6 第601条第14項の規定は、規程第808条第2項第8号の場合について準用する。

(上場廃止日の取扱い)

第807条 規程第809条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第808条第1項第1号又は第2項各号（第3号、第5号の2及び第8号のうち前条第6項において準用する第601条第14項第1号の規定に該当するものを除く。）に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

(4) 規程第808条第2項第8号に該当することとなった銘柄のうち、前条第6項において準用する第601条第14項第1号の規定に該当するもの

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(5) (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第809条 当取引所は、上場優先株等が規程第808条第1項各号（第601条第7項第2号aに規定する合併による解散の場合及び第601条第12項第1号に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合であって、かつ、上場銘柄と引換えに交付される優先株等が速やかに上場される見込みのある場合を除く。）若しくは規程第808条第2項第1号、第2号、第4号から第8号まで若しくは第9号のいずれ

かに該当する場合又は規程第826条第1項において準用する規程第608条に定める申請が行われ上場廃止が決定した場合には、規程第811条の規定に基づき、当取引所が当該優先株等の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該優先株等を整理銘柄に指定することができる。

(上場廃止基準の取扱い)

第817条 (略)

2 第213条第1項及び第2項並びに第601条第12項第2号の規定は、規程第821条第2項第5号の場合について準用する。

(準用規定の取扱い)

第822条 (略)

2 (略)

3 規程第826条第4項において準用する規程

第509条第2項に規定する上場契約違約金の金額は、1,000万円とする。

(債券の上場廃止基準の取扱い)

第908条 第601条第11項の規定は、規程第912条第1項第1号に規定する施行規則で定める場合について準用する。

2～4 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第927条 第601条第11項の規定は、規程第936条第1項第1号a又は同項第2号aに規定する施行規則で定める場合について準用する。

2・3 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第941条 規程第948条第1項に規定する施

かに該当する場合又は規程第826条第1項において準用する規程第608条に定める申請が行われ上場廃止が決定した場合には、規程第811条の規定に基づき、当取引所が当該優先株等の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該優先株等を整理銘柄に指定することができる。

(上場廃止基準の取扱い)

第817条 (略)

2 第213条第1項及び第2項並びに第601条第11項第2号の規定は、規程第821条第2項第5号の場合について準用する。

(準用規定の取扱い)

第822条 (略)

2 (略)

(新設)

(債券の上場廃止基準の取扱い)

第908条 第601条第10項の規定は、規程第912条第1項第1号に規定する施行規則で定める場合について準用する。

2～4 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第927条 第601条第10項の規定は、規程第936条第1項第1号a又は同項第2号aに規定する施行規則で定める場合について準用する。

2・3 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第941条 規程第948条第1項に規定する施

行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合をいい、当該各号に該当したときには、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第947条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETN信託受益証券の発行者は、第1号bに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第2号、第3号a、第4号b及び第8号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（1）～（7）（略）

（8）第424条に規定する事項を決定した場合

外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面について、提出の決定後速やかに

（上場廃止基準の取扱い）

第944条（略）

2～3（略）

4 第601条第10項の規定は、規程第951条第1項第1号gに規定する施行規則で定める場合及び施行規則で定める期間について準用する。

5（略）

6（略）

7（略）

8（略）

9（略）

行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合をいい、当該各号に該当したときには、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第947条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETN信託受益証券の発行者は、第1号bに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第2号、第3号a、第4号b及び第8号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（1）～（7）（略）

（新設）

（上場廃止基準の取扱い）

第944条（略）

2～3（略）

（新設）

4（略）

5（略）

6（略）

7（略）

8（略）

10 (略)	9 (略)
11 (略)	10 (略)
12 第601条第11項の規定は、規程第951条第1項第3号eに規定する施行規則で定める場合について準用する。	11 第601条第10項の規定は、規程第951条第1項第3号eに規定する施行規則で定める場合について準用する。
(準用規定の取扱い)	(準用規定の取扱い)
第949条 (略)	第949条 (略)
2 規程第957条第5項において準用する規程 第509条第2項に規定する上場契約違約金の 金額は、1,000万円とする。	(新設)
(書類の提出等の取扱い)	(書類の提出等の取扱い)
第1110条 (略)	第1110条 (略)
2 上場ETF (外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。) に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号及び第5号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	2 上場ETF (外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。) に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 第424条に規定する事項 外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面について	(新設)

て、提出の決定後速やかに

3 上場E T F（外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場E T Fに係る外国投資法人及び管理会社は、第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、第4号b及び第7号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（1）～（6）（略）

（7） 第424条に規定する事項

外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面について、提出の決定後速やかに

（上場契約違約金の取扱い）

第1112条の2 規程第1111条において準用する規程第509条第2項に規定する上場契約違約金の金額は、1,000万円とする。

（上場廃止基準の取扱い）

第1113条（略）

2～11（略）

12 第601条第11項の規定は、規程第1112条第1項第3号h（同条第2項第3号a及

3 上場E T F（外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場E T Fに係る外国投資法人及び管理会社は、第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a及び第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（1）～（6）（略）

（新設）

（新設）

（上場廃止基準の取扱い）

第1113条（略）

2～11（略）

12 第601条第10項の規定は、規程第1112条第1項第3号h（同条第2項第3号a及

び同条第3項第5号aによる場合を含む。)に規定する施行規則で定める場合について準用する。

13～15 (略)

(上場契約違約金の取扱い)

第1231条の2 規程第1217条において準用する規程第509条第2項に規定する上場契約違約金の金額は、1,000万円とする。

(銘柄に係る上場廃止基準)

第1233条 (略)

2～4 (略)

5 第601条第11項の規定は、規程第1218条第2項第10号に規定する施行規則で定める場合について準用する。

6～11 (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第1238条 規程第1224条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 第1233条第5項の規定において準用する第601条第11項第1号及び第2号

(上場契約違約金の取扱い)

第1328条の2 規程第1317条において準用する規程第509条第2項に規定する上場契約違約金の金額は、1,000万円とする。

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準)

第1329条 (略)

2～8 (略)

び同条第3項第5号aによる場合を含む。)に規定する施行規則で定める場合について準用する。

13～15 (略)

(新設)

(銘柄に係る上場廃止基準)

第1233条 (略)

2～4 (略)

5 第601条第10項の規定は、規程第1218条第2項第10号に規定する施行規則で定める場合について準用する。

6～11 (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第1238条 規程第1224条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 第1233条第5項の規定において準用する第601条第10項第1号から第4号まで

(新設)

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準)

第1329条 (略)

2～8 (略)

<p>9 第601条第11項の規定は、規程第1318条第2項第6号に規定する施行規則で定める場合について準用する。</p>	<p>9 第601条第10項の規定は、規程第1318条第2項第6号に規定する施行規則で定める場合について準用する。</p>
<p>10～13 (略)</p>	<p>10～13 (略)</p>
<p>(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)</p>	<p>(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)</p>
<p>第1334条 規程第1324条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。</p>	<p>第1334条 規程第1324条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 第1329条第9項の規定において準用する第601条第11項第1号及び第2号</p>	<p>(2) 第1329条第9項の規定において準用する第601条第10項第1号から第4号まで</p>
<p>(書類の提出等の取扱い)</p>	<p>(書類の提出等の取扱い)</p>
<p>第1407条 (略)</p>	<p>第1407条 (略)</p>
<p>2 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1410条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、第3号b、第9号及び第9号の2に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>	<p>2 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1410条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、第3号b及び第9号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>
<p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(1)～(9) (略)</p>
<p>(9)の2 第424条に規定する事項について決定を行った場合</p>	<p>(新設)</p>
<p>外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面について</p>	<p></p>

<p>て、提出の決定後速やかに</p> <p>(10) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>(上場契約違約金の取扱い)</u></p> <p>第1408条の2 規程第1414条において準用する規程第509条第2項に規定する上場契約違約金の金額は、1,000万円とする。</p> <p>(上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第1409条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第601条第11項の規定は、規程第1415条第2項第3号に規定する施行規則で定める場合について準用する。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(10) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第1409条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第601条第10項の規定は、規程第1415条第2項第3号に規定する施行規則で定める場合について準用する。</p> <p>5～7 (略)</p>
---	--

付 則

- 1 この改正規定は、平成25年8月9日から施行する。
- 2 改正後の第501条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券等の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券等の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第504条第1号の規定は、施行日以後に行われた行為によって規程第509条第1項に該当する場合から適用するものとし、施行日より前に行われた行為については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第601条第11項の規定は、施行日以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券等の発行者である上場会社から適用し、施行日

において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券等の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>III 実効性の確保に係る審査</p> <p>(特設注意市場銘柄の指定等)</p> <p>1. 規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、次の(1)から(5)までに掲げる場合においては、当該(1)から(5)までに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1) 規程第501条第1項第1号に掲げる場合 当取引所が規程第601条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号(第602条から第604条の5までによる場合を含む。)に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状</p> <p>(2) 規程第501条第1項第2号に掲げる場合 次のa及びbに定める事項</p> <p>a 有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等に係る期間、金額、態様及び株価への影響</p> <p>b 有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等の原因となった行為、会社関係者の関与状況及び内部管理体制等の整備・運用の状況</p> <p>(3) 規程第501条第1項第3号に掲げる場合 次のaからcまでに定める事項</p> <p>a 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性</p> <p>b 上場会社が規程第4章第2節の規定に違</p>	<p>III 実効性の確保に係る審査</p> <p>(特設注意市場銘柄の指定等)</p> <p>1. 規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、次の(1)及び(2)に掲げる場合においては、当該(1)及び(2)に定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1) 規程第501条第1項第1号に掲げる場合 当取引所が規程第601条第1項第9号の2、第11号、第12号、第19号又は第20号(第602条から第604条の5までによる場合を含む。)に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>反した経緯、原因及びその情状</p> <p>c <u>過去における規程第4章第2節の規定の遵守状況等</u></p> <p>(4) 規程第501条第1項第4号に掲げる場合</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>次の a 及び b に定める事項</u></p> <p>a <u>上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した経緯、原因及びその情状</u></p> <p>b <u>過去における規程第4章第4節第1款の規定の遵守状況等</u></p> <p>(5) 規程第501条第1項第5号に掲げる場合</p> <p>次の a 及び b に定める事項</p> <p>a・b (略)</p>	<p>(2) 規程第501条第1項第2号に掲げる場合</p> <p>次の a 及び b に定める事項</p> <p>a・b (略)</p>
<p>2. 規程第501条第3項及び第6項に規定する内部管理体制等の審査は、次の(1)から(7)までに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>2. 規程第501条第3項に規定する内部管理体制等に問題があるかどうかの認定は、次の(1)から(7)までに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
<p>IV 上場廃止に係る審査</p> <p>(虚偽記載又は不適正意見等)</p>	<p>IV 上場廃止に係る審査</p> <p>(虚偽記載又は不適正意見等)</p>
<p>3. 規程第601条第1項第11号に規定する直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであるかどうかの審査は、有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等に係る期間、金額、態様及び株価への影響その他の事情を総合的に勘案して行う。</p>	<p>3. 規程第601条第1項第11号aに規定する影響の重大性の審査は、有価証券報告書等における虚偽記載の内容、当該虚偽記載が行われた経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。</p>
<p>(特設注意市場銘柄等)</p>	
<p>4. 規程第601条第1項第11号の2に規定する次の(1)から(3)までに掲げる審査は、当該(1)から(3)までに定める事項その他の</p>	<p>4. 規程第601条第1項第11号bに規定する影響の重大性の審査は、監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容、当該報告書に「不適正</p>

の事情を総合的に勘案して行う。

(1) 規程第601条第1項第11号の2a
に規定する改善の見込みがないかどうかの審査

事実関係の究明への着手の状況、再発防止のための検討を行う方針の有無及びその開示の状況並びに当該方針の実行可能性

(2) 規程第601条第1項第11号の2b
からdまでに規定する改善の見込みがなくなりたかどうかの審査

合理的な期間内における改善に向けた具体的行動の状況

(3) 規程第601条第1項第11号の2c
及びeに規定する内部管理体制等の改善がなされなかつたかどうかの審査

III 2. (1) から (7) までに掲げる事項

(虚偽記載又は不適正意見等に係る審査)

13. 上場会社が規程第501条第1項第2号a

又はbに該当した場合には、当取引所はIII 1.
(2) 並びにIV 3. 及び4. (1) に係る審査を併合して行う。

意見」等が記載されるに至った経緯その他の事情を総合的に勘案して行う。

(新設)

付 則

この改正規定は、平成25年8月9日から施行する。